

4 特定労働者協同組合について

労働者協同組合の中でも、非営利性を徹底した運営を行う組合は、その任意により、行政庁へ申請することで「特定労働者協同組合」としての認定を受けることができます。この認定を受けると、法人税法上の「公益法人等」として扱われ、法人税の課税対象が収益事業から生じた所得に限定されるなど、税制上の取り扱いが変わります

特定労働者協同組合とは

特定労働者協同組合とは、労働者協同組合のうち、剰余金の配当を行わない等の非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けた組合のことで、税制上の措置が講じられています。労働者協同組合に関する規定は認定後も継続して適用され、加えて特定労働者協同組合に関する規定も適用されることとなります。よって、法第1条の目的や法第3条の基本原則をはじめとする各規定は特定労働者協同組合の活動においても遵守しなければならないので注意しましょう。

なお、認定を受けるためには以下の基準に適合する必要があります。

認定基準

- ① 定款に剰余金の配当を行わない旨の定めがあること
- ② 定款に解散時に組合員に出資額限度で分配した後の残余財産は、国、地方公共団体、他の特定労働者協同組合に帰属する旨の定めがあること
- ③ 上記①②の定款の定め反する行為を決定し、又は行ったことがないこと
- ④ 各理事の親族等の関係者が、理事総数の1/3以下であること

通常の労働者協同組合との違い

特定労働者協同組合は、特に「非営利性の徹底」という点で、通常の労働者協同組合と異なります。主な違いは次の表のとおりです。

特定労働者協同組合と通常の労働者協同組合の比較

項目	特定労働者協同組合	通常の労働者協同組合
目的	多様な就労の機会を創出し、地域における多様な需要に応じた事業を行うことを促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること。	(同左)
構成員	組員 3 名以上 (個人のみ)	(同左)
役員	理事 3 名以上・監事 1 名以上 ((監事を組員監査会の設置に代えることは不可) (注) 監事のうち 1 人以上は以下のいずれにも該当する者である必要があります。 ・組員以外の者であること ・就任前 5 年間当該組合の理事、若しくは使用人、又はその子会社の取締役、会計参与、執行役、若しくは使用人でなかったこと ・組合の理事、又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。	理事 3 名以上・監事 1 名以上 (監事は、一定の要件を満たす場合は、組員監査会の設置に代えることも可)
理事の制限	各理事について、以下の者の合計数が理事総数の 3 分の 1 以下でなければならない。 ① 理事の配偶者 ② 理事の三親等以内の親族 ③ 理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ 理事の使用人 ⑤ 上記①～⑤以外の者で理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者 ⑥ 上記③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族	規定なし
監事の制限	理事・使用人は不可。 上記「役員」欄の (注) も踏まえること。	理事・使用人は不可。
剰余金配当	なし	従事分量配当
行政庁による情報の公示・開示公開	以下について行政庁 (都道府県) による公示又は開示がなされる。 ・特定労働者協同組合の認定又は認定取消を行った旨 (公示) ・名称又は代表理事の氏名の変更があった旨 (公示) ・報酬規程等 (以下「報酬規程等の作成等」の「毎事業年度始めの 3 月以内に作成すべき書類 (報酬規程等)」の①～④)、賃借対照表若しくは損益計算書 (請求があった場合、閲覧または謄写による開示)	なし
解散時の残余財産	国、地方公共団体、他の特定労働者協同組合に帰属	規定なし

主な税制の比較

項目	特定労働者協同組合	通常の労働者協同組合
法人税法上の位置づけ	公益法人等	普通法人
法人税の課税対象	法人税法上の収益事業から生じた所得にのみ課税	全ての所得に課税
法人税率	○資本金1億円以下の法人 年800万円以下の部分 15% 年800万円超の部分 23.20% ○上記以外の法人 23.20%	(同左)
法人住民税(均等割)	最低税率	資本金の額や従業員数により税額が決定



【参考】法人税法上の収益事業

- 公益法人等の収益事業から生じた所得は、法人税の課税対象となる。
- 収益事業とは以下の34の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）で、継続して事業場を設けて行われるものをいう（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項）。
- 収益事業と収益事業以外の事業から生じた所得に関する区分経理を要する（同令第6条）。

1	物品販売業	10	請負業	19	仲立業	28	遊覧所業
2	不動産販売業	11	印刷業	20	問屋業	29	医療保健業
3	金銭貸付業	12	出版業	21	鉱業	30	技芸教授業
4	物品貸付業	13	写真業	22	土石採取業	31	駐車場業
5	不動産貸付業	14	席貸業	23	浴場業	32	信用保証業
6	製造業	15	旅館業	24	理容業	33	無体財産権の提供等を行う事業
7	通信業	16	料理店業その他の飲食店業	25	美容業	34	労働者派遣業
8	運送業	17	周旋業	26	興行業		
9	倉庫業	18	代理業	27	遊技所業		

(注) 法律の規定に基づいて行われる一定の事業のほか、上記に掲げる種類の事業であっても、次に掲げる事業は、その種類を問わず収益事業から除かれる（法人税法施行令第5条第2項）。

- ① 公益社団法人・公益財団法人が行う公益目的事業
- ② 身体障害者及び生活保護者、知的障害者、精神障害者、年齢65歳以上の者、寡婦が事業に従事する者の総数の半数以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの



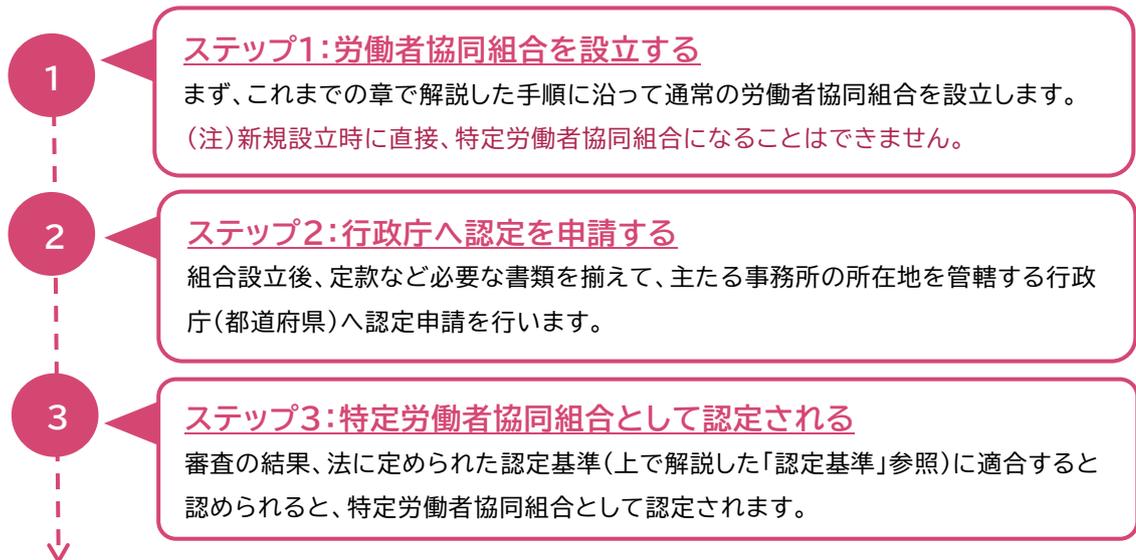
【参考】法人住民税の概要

- 法人住民税の概要は以下のとおり。

項目	内容				
	資本金等の金額	都道府県民税 均等割	市町村民税均等割		
			従業者数 50人超	従業者数 50人以下	
税率	均等割	50億円超	80万円	300万円	41万円
		10億円超 50億円以下	54万円	175万円	
		1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円
		1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円
		1千万円以下	2万円	12万円	5万円
※NP0 法人及び人格のない社団等は最低税率が適用されるため、都道府県民税2万円、市町村民税5万円となる（地法52①表1、312①表1）					

特定労働者協同組合 認定申請の流れ

特定労働者協同組合になるためには、まず通常の労働者協同組合を設立し、その後に行政庁へ認定申請を行うという流れになります。



認定申請に必要な主な書類

書類名	概要・備考
①特定労働者協同組合認定申請書	労協法施行規則様式第18の2、及び厚生労働省「労働者協同組合法に係る手引き」の認定様式例第0号に事業を行う都道府県の区域や事務所の所在場所等をご記入ください。
②定款	剰余金の配当を行わないことや、解散時の残余財産の帰属先などを明記した定款が必要です。
③役員名簿	役員の氏名、生年月日、住所を記載した書類。厚生労働省「労働者協同組合法に係る手引き」の認定様式例第1号の3を参照。
④認定基準に適合することを説明した書類	法で定められた認定基準を満たしていることを説明するチェックシート形式の書類。厚生労働省「労働者協同組合法に係る手引き」の認定様式例第1号、1号の2、1号の3を参照。
⑤役員が役員に係る欠格事由に該当しないことを説明した書類	法で定められた欠格事由に当てはまらないことを説明するチェックシート形式の書類。厚生労働省「労働者協同組合法に係る手引き」の認定様式例第2号を参照。
⑥役員に係る欠格事項以外の欠格事由に該当しないことを説明する書類	法で定められた欠格事由に当てはまらないことを説明するチェックシート形式の書類。厚生労働省「労働者協同組合法に係る手引き」の認定様式例第2号を参照。
⑦上記①～⑥のほか、行政庁（都道府県）が必要と認める書類	行政庁（都道府県）の求めに応じて提出してください。

※各様式は、厚労省HPの以下リンク先よりダウンロードしてください。

- ・労協法施行規則の様式：<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000947805.doc>
- ・「労働者協同組合法に係る手引き」の認定様式例：
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000982318.zip>

変更の認定及び届出について

特定労働者協同組合は、法に定められた変更があるときは、変更認定の申請または変更の届出を行わなければなりません。

変更の認定

特定労働者協同組合は、「主たる事務所の所在場所」の変更をしようとするときは、軽微な変更である場合を除き、行政庁（都道府県）の認定を受けなければなりません。変更認定の申請は、変更前の行政庁を経由して変更後の行政庁に提出します。申請の結果、変更の認定を受けたときは、変更登記後の登記事項証明書を遅滞なく行政庁（都道府県）に提出しましょう。

なお、変更認定に必要な申請書類は以下のとおりです。

変更の認定申請に必要な主な書類

書類名	概要・備考
①変更認定申請書	労協法施行規則様式第18の3を参照。
②定款	変更後の定款。
③役員名簿	役員の氏名、生年月日、住所を記載した書類。厚生労働省「労働者協同組合法に係る手引き」の認定様式例第1号の3を参照。
④認定基準に適合することを説明した書類	法で定められた認定基準を満たしていることを説明するチェックシート形式の書類。厚生労働省「労働者協同組合法に係る手引き」の認定様式例第1号、1号の2、1号の3を参照。
⑤役員が役員に係る欠格事由に該当しないことを説明した書類	法で定められた欠格事由に当てはまらないことを説明するチェックシート形式の書類。厚生労働省「労働者協同組合法に係る手引き」の認定様式例第2号を参照。
⑥役員に係る欠格事項以外の欠格事由に該当しないことを説明する書類	法で定められた欠格事由に当てはまらないことを説明するチェックシート形式の書類。厚生労働省「労働者協同組合法に係る手引き」の認定様式例第2号を参照。
⑦当該変更を決議した総会または総代会の議事録の写し	主たる事務所の所在場所変更に係る総会（総代会）開催後、当該変更に係る決議を行ったことがわかる議事録を作成し、写しを添付します。
⑧合併又は事業譲渡の場合はその契約書の写し	主たる事務所の所在場所変更が合併又は事業譲渡によるものであるときは、その契約書の写しを添付します。
⑨上記①～⑧のほか、行政庁（都道府県）が必要と認める書類	行政庁（都道府県）の求めに応じて提出してください。

※各様式は、厚労省HPの以下リンク先よりダウンロードしてください。

・労協法施行規則の様式：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000947805.doc>

・「労働者協同組合法に係る手引き」の認定様式例：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000982318.zip>

軽微な変更の場合

主たる事務所の所在場所が変更前も変更後も同一の都道府県の区域内である場合は、変更認定の申請は不要です。

変更の届出

特定労働者協同組合は、「名称」又は「代表理事の氏名」の変更があったときは、遅滞なく、その旨を行政庁（都道府県）に届け出なければなりません。

名称変更の届出に必要な主な書類

書類名	概要・備考
①変更届出書	労協法施行規則様式第18の4を参照。
②定款	変更後の定款。
③上記①②のほか、行政庁（都道府県）が必要と認める書類	行政庁（都道府県）の求めに応じて提出してください。

※各様式は、厚労省HPの以下リンク先よりダウンロードしてください。

・労協法施行規則の様式：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000947805.doc>

代表理事の氏名変更の届出に必要な主な書類

書類名	概要・備考
①変更届出書	労協法施行規則様式第18の4を参照。
②代表理事の氏名・生年月日・住所を記載した書類	厚生労働省「労働者協同組合法に係る手引き」の認定様式例第3号の2を参照。
③代表理事が役員に係る欠格事由に該当しないことを説明した書類	厚生労働省「労働者協同組合法に係る手引き」の認定様式例第3号を参照。
③上記①～③のほか、行政庁（都道府県）が必要と認める書類	行政庁（都道府県）の求めに応じて提出してください。

※各様式は、厚労省HPの以下リンク先よりダウンロードしてください。

・労協法施行規則の様式：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000947805.doc>

・「労働者協同組合法に係る手引き」の認定様式例：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000982318.zip>

報酬規程等の作成等

特定労働者協同組合は、毎事業年度始めの3月以内に一定の書類（報酬規程等）を作成し、一定期間事務所に備えおく必要があります。さらに、これらの書類は毎事業年度1回、行政庁（都道府県）に提出しなければなりません。

毎事業年度始めの3月以内に作成すべき書類（報酬規程等）

毎事業年度始めの3ヶ月以内に作成すべき書類は以下のとおりです。



毎事業年度始めの3月以内に作成すべき書類（報酬規程等）

- 前事業年度の特定労働者協同組合の事業に従事する者に対する報酬及び給与の支給に関する規程（報酬規程）
- 前事業年度の役員名簿（氏名・住所）
- 役員に対する報酬の支給状況・・・（A）
- 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項・・・（B）
→「給与を得た職員」とは、給与を得ない役員を除く組合の事業に従事する組合員及び非組合員が該当します。給与を得た役員については、報酬部分は(A)に記入し、給与部分を(B)の総額に含める必要があります。
※上記(A)及び(B)に係る書類は「労働者協同組合法に係る手引き」の認定様式例第4号を参照：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000982318.zip>

ポイント

報酬規程の定め方について

報酬規程について、特定労働者協同組合に従事する者に対する報酬及び給与は、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該特定労働者協同組合の経理の状況やその他の事情を考慮して、不当に高額なものにならないような支給基準を定める必要があります。

報酬規程等の備置期間

毎事業年度始めの3月以内に作成すべき書類（報酬規程等）は、以下の期間備え置かなければならないとされています。

- ◆ **主たる事務所**：作成したときから5年間
- ◆ **従たる事務所**：作成したときから3年間

※ 報酬規程等は、閲覧請求があったときは正当な理由が無い限り拒んではならないとされています。他にも、定款や賃借対照表又は損益計算書等の閲覧請求に対応しなければなりません。

報酬規程等の提出

特定労働者協同組合は、毎事業年度始めの3月以内に作成すべき書類（報酬規程等）を毎事業年度1回、行政庁（都道府県）に提出しなければなりません。提出に当たっては、労働者協同組合法施行規則様式第18の5「特定労働者協同組合報酬規程等提出書」を添付して提出してください。なお、「前事業年度の特定労働者協同組合の事業

に従事する者に対する報酬及び給与の支給に関する規程（報酬規程）」については、既に行政庁に提出したもので変更が無い場合は、提出不要です。

特定労働者協同組合の解散

特定労働者協同組合が解散するときは、残余財産の分配方法や行政庁への届出（清算の結了報告）について、通常の労働者協同組合の解散とは異なる点があります。「項目3-7 労働者協同組合の解散について」で解説しておりますので、こちらをご確認の上、適切に手続を行ってください。